

## 第13回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成29年3月14日（火）13：30－15：30

場 所：経済産業省 別館1階 103, 105省庁共用会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、須藤委員、二宮委員、橋本委員、  
松橋委員、丸山委員

事務局：経済産業省：服部室長、守谷総括補佐、小原係長

環境省：崎枝主任、和田環境専門調査員

農林水産省：中川室長、早川課長補佐

林野庁：河内課長補佐

### 【審議事項】

#### 1. 係数の出典変更及び改定に関する審議

- ・全電源排出係数の出典変更と平成27年度値の追加、森林管理プロジェクト用各種係数の出典変更と炭素含有率の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

#### 2. 実施要綱及び実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定に関する審議

- ・プロジェクト登録要件における、プロジェクト実施時期の遡及可能期間の限定に関する改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

#### 3. 実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定に関する審議

- ・プログラム型プロジェクトの登録要件の新規規定、個別の削減活動の年間排出削減量の上限撤廃に関する改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

#### 4. 方法論 EN-S-006「照明設備の導入」の改定に関する審議

- ・稼働時間のデフォルト値の設定に関する方法論の改定について事務局より説明した。審議の結果、家庭部門においてデフォルト値を利用する際の削減活動数の考え方について加筆・修正を行う前提で、基本的な方針として提案された方法論の改定を承認した。加筆・修正された方法論の改定案については、追って電磁的手法により確認いただくこととした。

#### 5. 追加性の評価の省略（ポジティブリスト）に関する審議

- ・既存のポジティブリストの見直し、新規ポジティブリスト化について事務局より説明した。審議の結果、提案された既存のポジティブリストの継続と新規ポジティブリスト化について承認した。

## 6. 地域版J-クレジット制度の更新に関する審議

- ・地域版J-クレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版J-クレジット制度の更新を承認した。

### 【報告事項】

## 7. その他

- ・J-クレジット制度活性化に向けた施策、J-クレジット制度の現状に係る報告、今後のスケジュールについて事務局より説明した。

## 8. 委員の発言及び質疑

### <係数の出典変更及び改定に関する審議>

#### (二宮委員)

- ・今年度、電力小売市場が全面自由化されたことに伴い、全ての消費者において低炭素電力を選択できるようになった。しかし、現行のJ-クレジット制度では低炭素電力への利用切り替えを評価する仕組みがない。日本全体の電力の低炭素化実現という目標の達成のために、J-クレジット制度がそれを促進する役割を担ってもよいただろう。次年度以降の課題として、低炭素電力への利用切り替えをJ-クレジット制度として評価できるか、その可能性をご検討・ご議論いただきたい。

### <実施要綱及び実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定に関する審議>

#### (大塚委員)

- ・制度文書の改定に関するパブリックコメントを募集した結果、意見提出数はゼロ件であったとのことであるが、国が運営する制度としてはさみしい。制度の普及・広報に努める必要があるといえる。

#### (新美委員長)

- ・大塚委員のご意見を肝に銘じ、制度の普及・広報に臨んでいただきたい。

### <実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定に関する審議>

#### (須藤委員)

- ・「個々の削減活動」とはどのように定義されるのか。例えば、任意の一社が所有するビルの中にテナントとして複数の会社が入居している場合、ビル1棟全体で1つの削減活動と考えるのか。あるいは、テナントごとに1つの削減活動と考えるのか。

#### (事務局（経済産業省）)

- ・J-クレジット制度では設備投資を削減活動の最小単位として定義している。ご提示の例であれば、設備の更新・導入に係る投資を各テナントが実施しているのであれば、各テナントを個々の削減活動と見なす。また、ビルの所有者がビル全体について設備の更新・導入に係る投資を実施しているのであれば、ビル1棟全体で1つの削減活動と見なす。

(須藤委員)

- ・つまり、プロジェクトの実施体制等によっては、どちらの場合もありえるということか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ご理解の通りである。

(二宮委員)

- ・本改定についても約6ヶ月間半の経過措置を設けるとのことであるが、経過措置は必要か。本改定が実質的に有効となるのが平成29年10月1日であるということは、それまでの半年間は本改定に必ずしも従う必要がないことを意味する。その場合、該当期間中の認証委員会において、本改定内容にそぐわないプロジェクトが申請される可能性があり、認証委員会での議論を必要とする不適切なプロジェクトが生じる可能性を懸念している。仮にプロジェクト実施者等へ影響がないのであれば、経過措置を設けず、即日改定としてはどうか。

(新美委員長)

- ・これまでの認証委員会において、議論を必要とするようなプロジェクトの申請はあったか。

(二宮委員)

- ・明確な規定がなかったために、混乱を生じるようなプロジェクトの申請があったことは事実であり、プロジェクトごと、ケースバイケースで判断してきた。

(事務局 (経済産業省))

- ・すでにプログラム型プロジェクトのプロジェクト計画書の作成を始めている事業者もあり、そのような事業者への影響も考慮して、半年間は旧制度文書のままでも申請できるようにするのがよいと考えている。経過措置中に申請されるプロジェクトについては、本改定に収斂するように運用面で管理していきたい。

(二宮委員)

- ・少なくとも半年間は明確なルールが存在しない状態が続くということであり、運用面でどこまで管理できるかが懸念である。

(事務局 (経済産業省))

- ・確かに、判断の難しいプロジェクトが認証委員会に登録申請されたことが、今回の改定に至った一因ではある。しかし、今回の改定は要件を新規に制定するとはいえ、門戸を狭めたり条件を厳しくしたりするものではなく、これまでも認証委員会で最低限確認していた条件・項目を、制度文書に明記し判断を分かりやすくするための改定であると考えている。施行日以降は本改定を反映した制度文書が公開されるため、それを基準としてプロジェクトの形成を促し、管理することができるだろうと考えている。ただ、すでにプロジェクト登録に向けて着手済みのものにまで作成し直しを要求することは過度であると考え、公平性の観点から経過措置を設けるものである。

(新美委員長)

- ・今後の半年間については、本改定を背景としてプロジェクトを精査・確認していくということによいだろう。

<方法論 EN-S-006「照明設備の導入」の改定に関する審議>

(橋本委員)

- ・事務所や工場等と比して、ホテルの客室等については、稼働率によって電力消費量が大きく変動すると考えられる。

(事務局 (経済産業省))

- ・プログラムの想定する照明点灯時間は、稼働実態も踏まえた値になっていると考えられるが、具体的な数値は確認のうえ適切なものを採用する。

(新美委員長)

- ・プログラムのバックデータは実際に公開されているものでもあり、ひとまずはこのプログラムに依拠したデフォルト値を採用するというのでよいだろう。

(橋本委員)

- ・家庭部門のプロジェクトにおいてデフォルト値を利用する際の条件として削減活動数は70以上としているが、この下限値は世帯区分ごとに適用されるのか。それとも世帯区分によらない全世帯数に適用されるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・現行の改定案では世帯区分によらず全世帯数が70を超えていればよいとなっているが、橋本委員のご指摘はごもっともである。各世帯区分において70世帯いないと大数の法則が働くとはい言いたため、修正案を作成し、改めて委員の皆様にご確認いただくこととしたい。

(新美委員長)

- ・基本的な方針としては事務局の改定案にて承認するが、本件、橋本委員からのご指摘については事務局にて修正し、後日改めて委員の方々にご確認いただくこととする。

<追加性の評価の省略 (ポジティブリスト) に関する審議>

ご意見・ご質問なし

<地域版J-クレジット制度の更新に関する審議>

ご意見・ご質問なし

<その他>

(大塚委員)

- ・年初に事務局で実施した入札販売の結果が示されているが、相対取引の状況についても、相場や取引量といった情報が示せるとよい。

(事務局 (経済産業省))

- ・平成28年度の施策として、民間の取引活性化を目的としてマッチング支援の体制作りを力を入れて取り組んできたが、一方で、国が民間の取引市場に過度に介入することも避けるべきであり、そのような理由から、現時点では価格情報や取引量といった情報を事務局にて捕捉

していない。ただ、それらの情報を把握することも重要であり、今後は可能な範囲で取引の実態も補足できればよいと考えている。

(大塚委員)

- ・製品・サービスにおけるカーボン・オフセットとはどのような取組みか。CSR を目的とした自主的な取組みという認識でよいか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ご理解の通り、自主的な取組みであり、CO2 フリーの商品・イベントといった PR や CSR を目的としたものである。

(大塚委員)

- ・J-クレジットの認証量の推移を確認すると、地球温暖化対策計画における平成 32 年度 (2020 年度) までの目標経路を上回っているようである。目標値そのものを見直してもよいのではないか。

(事務局 (経済産業省))

- ・地球温暖化対策計画では平成 42 年度 (2030 年度) までの目標として 651 万トン掲げている。3 年ごとに見直しを行う過程でしかるべく議論をしていく。

(二宮委員)

- ・相対取引の方法として仲介者を介する方法と、マッチングサイト上での直接相対取引による方法の 2 通りがあるとのことだが、これらはどのような関係にあるのか。仲介者のみでは不十分な部分をマッチングサイトにより補完するということか。

(事務局 (経済産業省))

- ・民間の取引の実態がどのような状況にあるか、詳細な情報は把握できていないが、J-クレジット等の取引において仲介業者の方々は頑張っておられ、不十分とは考えていない。ただ、J-クレジット等の購入について事務局に問合せをいただくことも多いため、仲介業者の事業を阻害しないようにしつつ、J-クレジット等の需給について情報交換・共有する場が設けられれば、仲介業者にとってもよいことであると考え、マッチングサイトを開設したもの。

(二宮委員)

- ・今年度には排出係数の調整への活用が大きく増加しているが、これまでは CER 等の京都クレジットが利用できていたものが、今では J-クレジットしか利用できないという状況を反映したものだろう。CER 等が利用できた当時は、年間数千万トン規模で排出係数の調整にクレジットが使われていたことから、今後の需要はさらに大きくなっていくと考えられる。J-クレジット制度しかない現状、国としてはどこまでその需要に対応する考えであるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ご指摘の通り、J-クレジットの需要増大に対応するためにも、デフォルト値の設定やプログラム型プロジェクトの登録要件の整理等、制度の使い勝手の向上とプロジェクトの大型化を図っているところである。引き続き、委員の皆様にもご協力いただければ幸いである。

(丸山委員)

- ・登録・認証は順調に伸びておりよいことと考えるが、一方で森林管理プロジェクトの登録・認証はなかなか伸びていないのが実情である。モニタリングにかかるコスト等に対して、今の市場ではメリットが小さいということが理由として挙げられ、もう少し状況に変化があればよい。
- ・J-クレジット等の活用状況の内訳を確認してみても、主な用途は排出係数の調整である。このような制度があることで本来伸びるべき活用用途はカーボン・オフセット等のはずであり、もう少し制度についての効果的な周知・PRができればよい。

(松橋委員)

- ・J-クレジット制度の前身の国内クレジット制度創世時から携わっていた立場として、登録・認証・活用が順調に伸びていることはたいへん嬉しく思う。入札の結果を見ても値崩れしていないことが分かる。J-クレジット制度の場合、1つ1つの技術をきちんと確認して、手間のかかる工程を経て創出されるものであり、それらがきちんと評価がされるからこそその価格であると考えている。需給バランスによる価格の変動ももちろんあると思うが、まっとうな価格がついていることは評価すべきだろう。
- ・森林吸収クレジットの場合、もう少し価格が高くないとメリットがないという話も聞いている。クレジットを購入する側が森林吸収クレジットに対して価値を見出せるよう、他の削減クレジット等とは差別化を図ることが大切ではないか。
- ・排出係数の調整にJ-クレジット制度だけで対応することは非現実的であり、特に規模の大きな電力会社における排出係数の調整に対しては、他の仕組みの力も借りつつ、役割分担を図ることが必要である。

(新美委員長)

- ・丸山委員、松橋委員からもご指摘があったように、森林吸収クレジットの価値を高めていくことが今後の課題として挙げられるだろう。

以上

文責：事務局